

別表（毒物及び劇物取締法関係手続における押印等の取扱い）

様式及び添付書類名	取扱い	根拠
毒物及び劇物取締法施行規則で定める様式各種	押印等不要	令和2年厚生労働省令第208号
診断書(医師の押印)	押印等が必要	令和3年3月30日2薬第3298号
宣誓書(申立書)	押印等が必要	令和3年3月30日2薬第3298号
雇用契約書の写しその他使用関係を証明する書類	押印等が必要	令和3年3月30日2薬第3298号
毒物劇物取扱者試験受験願(様式第1号)	押印等不要	令和3年福岡県規則第25号
特定毒物使用者指定申請書(様式第3号)	押印等不要	令和3年福岡県規則第25号
特定毒物使用者指定申請書(様式第4号)	押印等不要	令和3年福岡県規則第25号
特定毒物使用者指定申請書(様式第5号)	押印等不要	令和3年福岡県規則第25号
特定毒物使用者指定申請書(様式第6号)	押印等不要	令和3年福岡県規則第25号
特定毒物使用者指定申請書(様式第7号)	押印等不要	令和3年福岡県規則第25号
特定毒物実地指導員指定申請書(様式第8号)	押印等不要	令和3年福岡県規則第25号
くん蒸作業場所指定申請書(様式第9号)	押印等不要	令和3年福岡県規則第25号
廃止届(様式第10号)	押印等が必要	令和3年福岡県規則第25号

※毒物及び劇物取締法第14条第2項の規定により譲受人が作成する書面(いわゆる譲受書)の押印の義務は、廃止されておりません。